

建設機械貸付契約書

建設機械名

形式及び数量

上記の建設機械について、貸付人分任契約担当官 近畿地方整備局 ○○○○○事務所長 ○○ ○○ を甲とし、借受人 ○○株式会社 ○○ ○○ を乙として、次の条項によって建設機械貸付契約を締結し、契約の承認として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 使用場所

2 事業名又は使用目的

3 貸付期間 自 平成 年 月 日

4 貸付料

5 貸付料の支払期限

6 受渡しの場所及び日時

(1) 引渡期日 平成 年 月 日

引渡場所

(2) 返納期日 平成 年 月 日

返納場所

7 貸付条件

- (1) 乙は、建設機械の引渡し及び返納に要する費用並びに貸付に伴い、必要を生じた一切の費用を負担しなければならない。
- (2) 乙は、建設機械を転貸し又は担保に供してはならない。
- (3) 乙は、建設機械の貸付を受けた用途以外の用途に供してはならない。
- (4) 乙は、建設機械を亡失し又は棄損したときは、甲に対してその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。
- (5) 乙は、自己の責に帰すべき事由により建設機械を亡失し又は棄損したときは自己の負担において補てんし、修理し又はその損害額を金銭で弁償しなければならない。
- (6) 乙は、次に掲げる理由の一つに該当するときは、返納期日前であっても、建設機械を返納しなければならない。
 - (Ⅰ) 建設機械借受(変更)申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (Ⅱ) 乙が契約条項に違反したとき。
 - (Ⅲ) 乙に貸し付けることが不相当であると認められる理由が生じたとき。
 - (Ⅳ) 災害その他やむを得ない事情により国において当該建設機械が必要になったとき。

- (7) 前号(Ⅳ)に該当する場合を除き、乙が貸付機械を返納期限前に返納しても、甲は乙に貸付料は返還しない。
- (8) 乙はその責に帰すべき事由により返納期限までに貸付機械を返納しなかったときは、返納期限の翌日から返納のあった日までの日数に応じ、1日につき本契約書第4条の規定による1日当たり貸付料の倍額に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。
- (9) 乙は、貸付機械にかかる貸付料を指定の期限までに納付しなかったときは、その納付しなかった金額に対し履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、国の債権管理等に関する法律施行令第29条本文に規定する財務大臣が定める率(昭和32年1月10日大蔵省告示第8号)により算定した延滞金を支払わなければならない。
- (10) 貸付機械の貸付期間中の事故に伴い、自動車損害賠償保障法第19条の2の規定により支払った追加保険料については、当該事故が甲の責に帰すべき事由により発生した場合を除き、乙が弁償の責に任ずるものとする。
- 8 この契約に関し疑義を生じたときは甲乙協議して解決する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名